

平成 25 年 11 月 1 日

## 家庭用品品質表示法に基づく品質表示規程の改正について

本日、エアコンディショナーに関して、家庭用品品質表示法（※）に基づく電気機械器具品質表示規程が改正されました。

※ 家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）は、消費者が日常使用する家庭用品を対象に、商品の品質について事業者が表示すべき事項や表示方法を定めており、これにより消費者が商品の購入をする際に適切な情報提供を受けることができるよう規定された法律です。電気機械器具に関する表示すべき事項及び表示方法は、同法に基づき、電気機械器具品質表示規程（平成 9 年通商産業省告示第 673 号）において定められています。

### 1 改正の趣旨

エアコンディショナーに関する JIS の改正を踏まえ、電気機械器具品質表示規程において所要の改正を行いました。

### 2 改正の概要

（1）冷房能力等の表示に関して、表示値の許容範囲を縮小しました。

	冷房能力・暖房能力	冷房消費電力・暖房消費電力
改正前の許容範囲	− 5 %	+ 10 %
改正後の許容範囲	− 3 %	+ 3 %

（2）冷房能力・暖房能力、冷房消費電力・暖房消費電力及び通年エネルギー消費効率の表示に関して、算出方法を使用実態に近づけました。

### 3 施行日

平成 25 年 11 月 1 日（ただし、平成 26 年 10 月 31 日までの間は、事業者に対する周知及び事業者の準備期間の確保のため、従前の例によることができるとしています。）

#### 【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課 担当者：藤田、中尾

電話：03-3507-9205（直通）

# 参考

電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示案 新旧対照条文

○電気機械器具品質表示規程（平成九年十二月一日 通商産業省告示第六百七十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（表示事項）	（表示事項）
第一条（略）	第一条（略）
（遵守事項）	（遵守事項）
第二条（略）	第二条（略）
別表第一（第一条関係）（略）	別表第一（第一条関係）（略）
別表第二（第二条関係）	別表第二（第二条関係）
一〇六（略）	一〇六（略）
七 エアコンディショナー	七 エアコンディショナー
（二）冷房能力又は暖房能力の表示に際しては、エアコンディショナーの定格周波数ごとに標準電圧（百ボルト又は二百	（二）冷房能力又は暖房能力の表示に際しては、エアコンディショナーの定格周波数ごとに標準電圧（百ボルト又は二百

ボルトの電圧をいう。以下同じ。) における日本工業規格B八六一五一一(エアコンディショナー第1部・直吹き形エアコンディショナ及びヒートポンプ—定格性能及び運転性能試験法) 及び日本工業規格C九六一二(ルームエアコンディショナ)の八・一(運転性能の試験)に規定する冷房能力又は暖房能力(標準)の試験方法により測定して得られた数値をキロワットの標準)の試験方法により測定して得られた数値をキロワットの単位で表示すること。この場合における許容範囲は、表示値のマイナス三パーセント(電熱装置のみにより暖房を行うものの暖房能力の表示の場合にあつては、表示値が一キロワット以下のときは、その値のプラス・マイナス十パーセント、表示値が一キロワットを超えるときは、その値のマイナス十・マイナス五・マイナス三パーセント)とする。ただし、水蒸発式のものについては、冷房能力又は暖房能力の表示、ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、暖房能力の表示を省略することができる。

(二) (略)

(三) 冷房消費電力又は暖房消費電力の表示に際しては、エアコンディショナーの定格周波数ごとに標準電圧における日

ボルトの電圧をいう。以下同じ。) における日本工業規格B八六一五一一(エアコンディショナー第一部直吹き形エアコンディショナとヒートポンプ—定格性能及び運転性能試験方法)に規定する冷房能力又は暖房能力(標準)の試験方法により測定して得られる数値をキロワットの単位で表示すること。この場合における許容範囲は、表示値のマイナス五パーセント(電熱装置のみにより暖房を行うものの暖房能力の表示の場合にあつては、表示値が一キロワット以下のときは、その値のプラス・マイナス十パーセント、表示値が一キロワットを超えるときは、その値のマイナス十・マイナス五・マイナス三パーセント)とする。ただし、水蒸発式のものについては、冷房能力又は暖房能力の表示、ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、暖房能力の表示を省略することができる。

(二) (略)

(三) 冷房消費電力又は暖房消費電力の表示に際しては、エアコンディショナーの定格周波数ごとに標準電圧(百ボルト

直吹き形エアコンディショナ及びヒートポンプ—定格性能及び運転性能試験法) 及び日本工業規格C九六一二(ルームエアコンディショナ) の八・一(運転性能の試験) に規定する冷房能力又は暖房能力(標準) の試験方法により測定された冷房消費電力又は暖房消費電力の数値をキロワット(数値が千未満の場合はワット) の単位で表示すること。この場合における許容範囲は、表示値のプラス三・パーセント(電熱装置のみにより暖房を行うものの暖房消費電力の表示の場合にあっては、表示値が一キロワット以下のときは、その値のプラス・マイナス十パーセント、表示値が一キロワットを超えるときは、その値のプラス五パーセント、マイナス十パーセント) とする。ただし、水蒸発式のものについては、冷房運転又は暖房運転のときの消費電力の表示、ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、暖房運転のときの消費電力の表示を省略することができる。

又は「一百ボルトの電圧をいう。以下同じ。」における日本工業規格B八六一五一一（エアコンディシヨナ—第一部直吹き形エアコンディシヨナとヒートポンプ—定格性能及び運転性能試験方法）に規定する冷房能力又は暖房能力（標準）の試験方法により測定された冷房消費電力又は暖房消費電力の数値をキロワット（数値が千未満の場合はワット）の単位で表示すること。この場合における許容範囲は、表示値のプラス十パーセント（電熱装置のみにより暖房を行うものの暖房消費電力の表示の場合にあつては、表示値が一キロワット以下のときは、その値のプラス・マイナス十パーセント、表示値が一キロワットを超えるときは、その値のプラス五パーセント、マイナス十パーセント）とする。ただし、水蒸発式のものについては、冷房運転又は暖房運転のときの消費電力の表示、ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、暖房運転のときの消費電力の表示を省略することができる。

(四) 通年エネルギー消費効率の表示に際しては、日本工業規格C九六一二(ルームエアコンディショナ)に規定する方

(四) 通年エネルギー消費効率の表示に際しては、日本工業規格C九六一二（ルームエアコンディショナ）附屬書三に規

法により算出した数値を小数点以下一桁まで表示すること。

ただし、水蒸発式のもの及びヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、通年エネルギー消費効率の表示を省略することができる。

(五) ～ (七) (略)

定する方法により算出した数値を小数点以下一桁まで表示すること。

ただし、水蒸発式のもの及びヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、通年エネルギー消費効率の表示を省略することができる。

(五) ～ (七) (略)